平成２１年（フ）第４６１号
兵庫県明石市小久保６丁目６―16四季荘
債務者　佐々木秀一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４７４号
兵庫県明石市魚住町西岡2495―８
債務者　久保組こと　久保　和彦
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８２号
兵庫県明石市相生町２丁目９―８―601、旧住所兵庫県川西市加茂４丁目８―１―508
債務者　武田　三奈
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４９６号
兵庫県明石市大久保町大久保町306―1009
債務者　坂部　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第９号
神戸市西区岩岡町岩岡1217―３
債務者　吉田　潤次
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
兵庫県明石市大明石町２丁目４―17―203、旧住所兵庫県明石市西新町３丁目２―１―205
債務者　鷲野　靖弘
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
兵庫県明石市松が丘２丁目５―７―403
債務者　川合　敏雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
神戸市西区南別府１丁目18―11―101
債務者　児島　勇二（旧姓橋詰）
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
神戸市西区玉津町今津590―１ロイヤルハイツ１―103
債務者　髙橋　三枝
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
兵庫県明石市魚住町西岡1501―８、旧住所兵庫県明石市大久保町谷八木468―１レオパレスたちばなⅡ108号
債務者　青木　愛未
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第６７３号
奈良市平松１―15―４　ドミールモリタ101号室、住民票上の住所奈良市古市町1658番地
債務者　樋木　千代
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７９７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目10番７号
債務者　藤田　　稔
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８１９号
奈良市六条西５丁目17番43号　特別養護老人ホーム西ノ京苑
債務者　木田　國昭
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８３４号
奈良県大和郡山市九条平野町１番54号　サンライズ藤本205号
債務者　小林謙太郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５２号
奈良市西登美ヶ丘２丁目15番Ｄ―119号
債務者　米村　和子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第８５４号
奈良県桜井市大字桜井69番地の８
債務者　池田　清和
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１７７８号
埼玉県幸手市東２丁目４番21号
債務者　高野　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係